

資 料

「企業破産事件の審理における諸問題 に関する規定」の試訳

加 藤 哲 夫
陳 瀉 屏

——本規定の試訳について——

1986年に公布された中華人民共和国企業破産法（試行）の運用にあたっては、これまで統一的な運用規則などが存在せず、各地の人民法院においては企業破産事件に関する司法解釈などとの矛盾・衝突などが生じていたことも事実のようである。そこで、最高人民法院は、企業破産手続に関する手続規則ともいべき「企業破産事件の審理における諸問題に関する規定」を2002年7月に制定し、これは9月に施行されている。本稿は、同規定を試訳するものである。

本規定の内容としては、日本の破産法に規定が類似している諸点が散見され、国情の差異を差し引いても、本規定から、最高人民法院がこれまでの実務の現状をふまえて実体的な破産財産（日本法の破産財団に相当）や破産債権の概念、双方未履行の双務契約の相手方の地位などにつき、どのように位置づけているかが明確になっている。そこで、今後の倒産法に関する日中の比較研究に資すると考え、上記規定の試訳を行ったものである。なお、本規定の試訳は陳が担当し、加藤が訳語の統一、規定の体裁などの校閲を行った。また、訳語につき、日本の破産法と対応するよう配慮するとともに、中国法に特有の概念については、陳が脚注で補足した。翻訳にあたっては、規定中、原文には項番号は付されていないため、本稿においてもそのままとした。

企業破産事件の審理における諸問題に関する規定

(2002年7月18日に最高人民法院⁽¹⁾審判委員会第1232回会議において議決、同年9月1日より施行)

「中華人民共和国企業破産法（試行）」⁽²⁾（以下、「企業破産法」という）及び「中華人民共和国民事訴訟法」⁽³⁾（以下、「民事訴訟法」という）を適切に適用し、企業破産事件の審理を標準化するために、人民法院における企業破産事件の実際の審理状況と合わせ、特別に次の規定を制定する。

一 企業破産事件の管轄

第1条 企業破産事件は、債務者の住所地における人民法院の管轄に属する。債務者住所地は、債務者の主要業務機構の所在地を指す。債務者が業務機構の所在地を有しない場合、その登記地における人民法院の管轄に属する。

第2条 基層法院は一般的に、県、県級市

又は区の工商行政管理機関⁽⁴⁾において登記を認可された企業の破産事件につき管轄権を有する。

中級人民法院は一般的に、地区、（本級を含む）地級市以上の工商行政管理機関に登記を認可された企業の破産事件につき管轄権を有する。国家調整計画に入る破産事件⁽⁵⁾も、中級法院の管轄に属する。

第3条 上級人民法院が下級人民法院の管

-
- (1) 人民法院の組織は、①地方各級人民法院、②海事法院・軍事法院などの専門人民法院、③最高人民法院によって構成される。地方各級人民法院は、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院の三級に分かれる（人民法院組織法第2条）。日本と中国との司法制度の違いとして、日本では三審制がとられているが中国では二審制がとられているなどの点で異なる。日本の最高裁判所は最終的に事件を審理する役割を当然担っているのに対して、中国の最高人民法院は通常は事件の審理を行うことが予定されていない点で、両者は同質ではない。最高裁判所は高級人民法院と最高人民法院の両方の役割を担っている。
- (2) 「中華人民共和国企業破産法（試行）」は、1986年12月2日第6期全国人民代表大会（日本の国会に相当）常務委員会第18回において採択され、中華人民共和国主席令第45号として公布された。
- (3) 「中華人民共和国民事訴訟法」は、1991年4月9日第7期全国人民代表大会第4回会議より採択され、中華人民共和国主席令第44号として公布された。第19章は「企業法人破産債務弁済手続」である。
- (4) 工商行政管理機関は、國務院により市場の監督・管理のために設立された部門である。国家工商管理総局の下に、各地域に支局を設置されている。
- (5) 国家調整計画に入る破産事件とは、1994年10月25日國務院（内閣）により制定して「國務院の若干の都市における国有企業破産のテストケースに関する問題の通知」（国発〔1994〕59号）と中国人民銀行・国家經濟貿易委員会・財政省より公布された一連の通知における国有企業を計画的に破産させることを指す。

轄に属する破産事件を審理し、又は自ら管轄する破産事件を下級人民法院に移送し、及び下級人民法院が自ら管轄する破産事件を上級人民法院の審理に移送する必要がある場合、民事訴訟法第39条の規定により行なわれる。省、自治区、直轄市の域内における特殊な事情により個別破産事件の地域管轄に対する調整が必要な場合、共通の上級人民法院の認可を経なければならない。

二 破産の申立て及び受理

第4条 法人格を有しない債務者は、破産申立てをすることができない、個体工商戸⁽⁶⁾、組合組織、農村請負経営者は、破産の資格を有しない。

第5条 国有企業は、人民法院に破産の申立てをする場合、当該企業の主管機関の破産認可文書を提出しなければならない。その他の企業は、設立者又は株主総会が破産を決定する旨の文書を提出しなければならない。

第6条 債務者は、破産申立てをする場合、人民法院に対し次の各号に掲げる書面を提出しなければならない。

- (1) 破産申立書
- (2) 企業主体資格の証明
- (3) 企業法定代表者と主要責任者の名簿
- (4) 企業従業員の状況と再配置計画案
- (5) 企業負債状況に関する説明書に加えて、会計審査報告書の添付
- (6) 破産申立日までの有形資産、無形資産と企業投資状況等を含む資産状況

明細表

- (7) 口座開設の審査批准資料、口座番号、資金等を含む金融機関における企業口座開設に関する詳細状況
- (8) 企業の債務者名称、住所、債務額、発生時期と請求及び返済状況を明示した企業債権の状況表
- (9) 債権者名称、住所、債権額、発生時期を明確にした企業債務の状況表
- (10) 企業の担保状況
- (11) 企業の訴訟状況
- (12) 提出しなければならないと人民法院が認めたその他の書面

第7条 債権者が債務者につき破産を申し立てる場合、次の各号に掲げる資料を人民法院に提出しなければならない。

- (1) 債権発生の実事と証拠
- (2) 債権の性質、数額、担保の有無、及び添付証拠
- (3) 履行期到来債務に対する債務者の弁済不能の証拠

第8条 債権者が債務者の破産を申し立てる場合、人民法院は債務者に次の各号に掲げる状況の確認を通知して行うことができる。

- (1) 債権の真实性
- (2) 債権が債務者の弁済不能の履行期到来債務に占める比率
- (3) 債務者の履行期到来債務の弁済不能状況の有無

第9条 債権者による債務者の破産申立てにつき、債務者がその債権者の債権につき異議を申し立て、人民法院はその異議の成立を認めた場合、先行して民事訴訟を提起するよう債権者に告知しなければ

(6) 「城郷個体工商戸管理暫行条例（1987年8月5日）」によると、個体工商戸とは、個人事業を営営する都市と郷の労働者を指す。主に個人経営と家庭経営の形で行われる。日本の個人事業者に相当する。

ならない。なお、当該破産申立ては受理しない。

第10条 人民法院は、破産申立てを受け付けた日より7日以内に破産事件を受理するか否かを決定しなければならない。破産申立人が提出した書面に補正の必要がある場合、人民法院は、申立人に期限を付して補正を命じることができる。書面が期間内に補正された場合、人民法院は補正された書面を受領した日より7日以内に破産事件を受理するか否かを決定する。期間内に補正しない場合、申立ては取り下げられたものと見なす。

人民法院は企業破産事件を受理する場合、事件受理通知書を作成し、これを申立人と債務者に送達しなければならない。通知書の作成日は破産事件の受理日とする。

第11条 人民法院が企業破産事件の受理を決定する前に、破産申立人は破産申立ての取下げを求めることができる。

人民法院が申立人の破産申立ての取下げを認可する場合、破産申立てを取り下げる前に支出された費用は破産申立人の負担とする。

第12条 人民法院は、審査を経て次の各号に定める状況を発見した場合、破産申立てを受理しない。

- (1) 債務者が財産隠匿、財産移転等の行為をなし、債務逃避のために破産を申し立てる場合
- (2) 債権者が破産申立てを利用して債務者の商業信用を毀損し、公正な競争を意図的に害しようとする場合

第13条 人民法院は破産申立てを受理しない場合、裁定書を作成しなければならない。

破産申立人は破産申立ての不受理に対し異議を有する場合、裁定書の送達日より10日以内に、上一級人民法院に上訴することができる。

第14条 人民法院は、企業破産事件を受理した後、法律規定の受理要件に一致せず又は本規定の第12条に定める状況がある場合、破産申立てを却下する裁定をしなければならない。

人民法院は、債務者の破産申立てを受理した後、債務者の巨額財産の不明を発見し、かつ財産の所在に関する合理的解釈が得られない場合、破産申立てを却下する裁定をしなければならない。

破産申立人は、破産申立てに対する却下裁定に異議を有する場合、裁定の送達日より10日以内に、上一級の人民法院に上訴することができる。

第15条 人民法院は、企業破産事件を受理すると決定した後、合議廷⁽⁷⁾を構成し、かつ10日以内に、次の各号に定める作業を終えなければならない。

- (1) 合議廷の構成者の名簿を書面で破産申立人及び被申立人に送付し、また法院公告欄で企業破産受理の公告を貼付する。公告の内容は破産申立て受理の時刻、債務者の名称、債権申告の期限、場所及び期限内に債権不申告の法的効果、第一回債権者会議の開催期日及び場所を含む。
- (2) 破産企業で公告を公表し、企業に

(7) 民事訴訟法第40条1項によれば、第一審合議廷には、裁判員と参審員によって構成されるものと裁判員のみによって構成されるものとの2種類がある。また、前者の場合に関して、裁判員と参審員の比率に定めはなく、ただ、合議廷の員数は奇数でなければならないと規定するのみである。

属する財産の保護を命じ、かつ企業の帳簿、文書、資料、印鑑の無断処理、企業財産の隠匿、及び非合法的な分配・譲渡・売却を禁ずる。

(3) 債務者に債務の弁済を直ちに停止し、人民法院の認可を得なければ、いかなる費用も支出してはいけな旨を通知する。

(4) 債務者の口座開設銀行に、債務者の決算業務の停止、債務者の金銭の留置による弁済の充当の禁止を通知しなければならない。但し、人民法院が法に基づき認可した場合は、この限りではない。

第16条 人民法院は、債権者の申立てによる企業破産事件を受理した後、債務者に15日以内に人民法院に関係会計諸表、債権債務明細、企業資産の明細及び法院が提出すべきであると認可した資料の提出を通知しなければならない。

第17条 人民法院は、企業破産事件を受理した後、企業破産法第9条の規定に基づき既に知れている債権者に通知する以外に、30日以内に国家、地方の有力新聞に公告を掲載しなければならない。公告内容は第15条第1項の規定と同様である。

第18条 人民法院は、企業破産事件を受理した後、即時に破産宣告をして清算チームが成立する場合を除き、企業の元の管理層が管理の職責を正常に履行できない状況にあるときは、企業監督管理チームを成立させることができる。企業監督管理チームの構成員は、企業の上級主管部門、株主会代表、企業元管理者、若しくは主要債権者の中より選任され、又は会計士、弁護士等の仲介機構の参加を招聘することもできる。企業監督管理チームは主に次の各号に定める事務の処理に

ついて責任を負う。

- (1) 企業の財産の検査及び保管
- (2) 企業の債権の確定
- (3) 企業の利益のために必要な経営活動
- (4) 人民法院に認可された必要な支出
- (5) 人民法院の認可によるその他の作業。

企業監督管理チームは人民法院に対し責任を負い、人民法院の指導・監督を受ける。

第19条 人民法院が企業破産事件を受理した後、債務者を原告とするその他の民事争議事件が第一審手続にある場合、受訴人民法院は、当該事件を破産事件を受理した人民法院に移送しなければならない。当該事件が第二審手続に係属している場合には、受訴人民法院は審理を継続しなければならない。

第20条 人民法院は、企業破産事件を受理した後、債務者の財産に対するその他の民事執行手続を中止しなければならない。

債務者を被告とするその他の債務争議事件は、次の各号に定める状況に従って、個別に処理する。

- (1) 結審後執行未完了の場合、執行を中止しなければならない。債権者は発効した法律文書をもって破産事件を受理した人民法院に債権を申告する。
- (2) 審決前で、かつ、その他の被告及び独立請求権を有しない第三者がいない場合、訴訟を中止しなければならない。債権は債権者により破産事件を受理した人民法院に申告される。企業破産が宣告された後、訴訟は終結する。
- (3) 審決前で、かつ、その他の被告又は独立請求権を有しない第三者がいる場合、訴訟を中止しなければならない。

い。債権は債権者により破産事件を受理した人民法院に申告される。破産手続を終結した後、審理を回復する。

- (4) 債務者が従債務者である債務争議事件の場合、審理を継続する。

三 債権の申告

第21条 債権者は、債権を申告する際、債権証明書及び有効かつ合法的な身分証明を提出しなければならない。代理申告人は、委託人の有効な身分証明、授權委託書及び債権証明を提出しなければならない。

申告債権に財産担保が付されている場合、財産担保を証明する証拠を提出しなければならない。

第22条 人民法院は、申告した債権を登記する際、債権者の名称、住所、口座開設銀行、申告債権の数額、申告債権の証拠、財産担保状況、申告時期、連絡方式及びその他の必要な状況を明示しなければならない。

清算チームが既に成立している場合、前述の債権登記作業は清算チームにより行われる。

第23条 連帯債務者の一人又は数人が破産する場合、債権者は全債権につき、当該破産者又は各債務者に対して権利を行使ことができ、債権を申告すること

ができる。債権者が債権を申告しなかった場合、将来負う可能性のある債務として、その他の連帯債務者はそれを申告することができる。

第24条 債権者が法定期限内に債権を申告せず、民事訴訟法第76条に規定する状況にある場合、破産財産が配当される前に清算チームに債権を申告することができる。清算チームはかかる債権申告につき審査の責任を負い、当該債権は人民法院の審査を経て確定する。債権者会議は、人民法院の同意による当該債権者の破産財産への配当参加に対し異議を有する場合、人民法院に復議⁽⁸⁾の申立てをすることができる。

四 破産和議及び破産企業の整理⁽⁹⁾

第25条 人民法院が企業破産事件を受理した後、破産手続が終結する前に、債務者は、人民法院に和議を申し立てることができる。人民法院は破産事件を審理する過程で、債権者、債務者の具体的状況に基づき、双方に対し和議の建議を申し入れることができる。

人民法院が破産宣告の裁定をする前に、債権者会議が債務者と和議協議を達成し、かつ人民法院の裁定によりこれが認可された場合、人民法院は公告をなし、破産手続を中止する。

(8) 「中華人民共和國行政復議法」(1999年4月29日第九屆全國人民代表大會常務委員會第9回會議より採択)第2条によると、復議とは、人や企業等の合法的な権利や利益が侵害された場合に、行政機関の上級機関または他の法定機関に対して、行政行為の審査と裁決を請求することを意味する。なお、「復議」というのは中国語の用語そのままである。これに類似する法律として日本では「行政不服審査法」があることから、「行政不服審査」と訳されることもある。

(9) 破産企業の整理は、主に国有企業の破産に適用される。そして、企業破産の整理は、国有企業の上級主管機関及び人民法院の主導より行われる。国有企業のための和議手続の一種であり、この点で日本の商法上の整理とは異なる。

人民法院が破産宣告をした後、債権者会議が債務者と和議協議を達成し、かつ人民法院の裁定によりこれが認可された場合、人民法院は破産宣告の執行中止を裁定し、破産手続の中止を公告する。

第26条 債務者が和議協議に規定された内容に基づき全債務を弁済できない場合、関係債権者は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第27条 債務者が和議協議を履行しない又は履行できない場合、債権者の申立てを経て、人民法院は、破産手続を回復する裁定をしなければならない。和議協議が破産宣告前に達成された場合、人民法院は破産手続の回復を裁定すると同時に、債務者の破産宣告を裁定しなければならない。

第28条 債権者により破産を申し立てられた企業が国有企業である場合、企業破産法第四章の規定に基づき、その上級主管部門は、当該企業に対する整理申立をすることができる。整理申立は、債務者が破産を宣告される前になされなければならない。

企業が上級主管部門を有しない場合、企業の株主総会は決議を採択し、かつ株主総会の名義で企業の整理申立をすることができる。整理作業の担当者は、株主会議により指名される。

第29条 企業整理期間中に、企業の上級主管部門又は整理計画実施担当者は、整理状況及び和議協議の執行状況を定期的に債権者会議及び人民法院に報告しなければならない。

第30条 企業整理期間中の債務者財産に対する強制執行については、企業破産法第11条の規定を適用する。

五 破産宣告

第31条 企業破産法第3条第1項の規定する「期限到来債務の弁済不能」の定義は、次の通りである。

- (1) 債務の履行期限が到来したこと
- (2) 債務者の債務弁済能力が明らかに欠乏していること。

債務者が期限到来の債務の弁済を中止し、これが継続している状況にあり、かつこれに関する反対証拠を有しない場合、「期限到来債務の弁済不能」と推定することができる。

第32条 人民法院は、債務者の破産事件を受理した後、次に掲げる状況のいずれかにあたる場合、債務者の破産宣告を裁定しなければならない。

- (1) 債務者が債務を弁済できず、かつ債権者と和議協議を達成できない場合
- (2) 債務者の和議協議不履行又は履行不能の場合
- (3) 債務者が整理期間中に企業破産法第21条に規定する状況にある場合
- (4) 債務者が整理期限満了後に企業破産法第22条第2項に規定する状況にある場合

債務者の破産を宣告する場合、公開法廷で行わなければならない。人民法院は債権者による破産申立の場合、破産宣告を裁定する際に、債務者に出廷するよう通知しなければならない。

第33条 債務者は、破産宣告日より生産経営活動を停止しなければならない。債権者の利益のために生産経営を継続する必要がある場合、人民法院の認可を得なければならない。

第34条 人民法院は債務者につき破産宣告を行った後、債務者の口座開設銀行に

通知し、その銀行口座が清算チーム以外には使用されないように制限しなければならない。人民法院は口座開設銀行に通知する場合、破産宣告の裁定書を添付しなければならない。

第35条 人民法院は、債務者の破産宣告をした後、公告しなければならない。公告内容は、債務者の欠損状況、資産負債状況、破産宣告期日、破産宣告理由及び法律根拠、並びに債務者の財産、帳簿、文書、資料と印鑑の保護等の内容を含む。

第36条 破産宣告後、破産企業の財産がその他の民事訴訟手続により差押、又は凍結されている場合、破産事件を受理した人民法院は、封印、差押、凍結を行った人民法院にこれらを取下げさせ、破産事件を受理した人民法院に移送するよう直ちに通知しなければならない。

第37条 企業が破産宣告をされた後、人民法院は、必要な財産保管者を指定しなければならない。破産企業の法定代表人、財務会計責任者、財産保管者が財産の管理をしなければならない。

第38条 破産宣告後、債権者又は債務者は、破産宣告に対し異議を有する場合、人民法院が企業破産を宣告した日より10日以内に、上一級人民法院に上訴することができる。上一級人民法院は合議廷を構成して審理を行い、30日以内に裁定をしなければならない。

六 債権者会議

第39条 債権者会議は債権を申告する債権者により構成される。

債権者会議の議長は、人民法院に議決権を有する債権者の中より指定される。必要がある場合、人民法院は複数

の債権者会議議長を指定し、債権者会議議長委員会を設立することができる。

少数の債権者が債権者会議を拒否しても、会議の開催には影響されない。但し、債権者会議は、かかる少数債権者の破産財産に対する配当金請求権を否定し、又は配当に不利な決議を行うことはできない。

第40条 第一回債権者会議は、人民法院の破産事件受理の公告の日から三ヶ月の期間を経過した後開催しなければならない。破産費用の支払のための債務者財産の不足を理由とする繰上げ終結の場合を除き、一般債権の弁済率がゼロになるとの理由で債権者会議を廃止してはならない。

第41条 第一回債権者会議は、人民法院が招集・主催する。人民法院は本規定第17条に定める業務を行う以外、次の各号に掲げる準備作業を行わなければならない。

- (1) 第一回債権者会議の議事日程の立案
- (2) 債務者の法定代表人又は責任者に会議に出席するよう、通知すること
- (3) 債務者の上級主管部門、設立者又は株主総会代表に会議の出席者を派遣するよう、通知すること
- (4) 破産清算チームの構成員に会議に出席するよう、通知すること
- (5) 審査者、評価者に会議の出席を通知すること
- (6) 事前準備が必要なその他の作業

第42条 債権者会議は、通常、次に掲げる内容を含む。

- (1) 債権者会議の職責及びその他の関係事項を公示すること
- (2) 債権者資格の審査結果を公示する

こと

- (3) 債権者会議の議長を指定し且つ公示すること
- (4) 債務者の法定代表者又は責任者が債権者の質問を回答するよう手配すること
- (5) 清算チームが債務者の生産経営、財産、債務状況を報告し、かつ清算作業報告を行い、財産処理案及び配当案を提出すること
- (6) 債権の証明資料、債権の財産担保状況及び数额を討議かつ審査し、和議協議を討論して採択し、清算チームの清算報告を審閲し、破産財産の処理案及び配当案を討議して採択すること。討議内容は明確に記録しなければならない。債権者が人民法院又は清算チームにより登記された債権に異議を有する場合、人民法院は迅速に審査しかつ裁定しなければならないこと
- (7) 討議の状況により、企業破産法第16条の規定に基づき決議を行うこと。

第(5)乃至(7)号の議事日程中の作業を当該債権者会議が完成できない場合、次の債権者会議が引き続き行う。

第43条 債権者は、債権者会議の決議が法律の規定に違反し、又は当該債権者の利益に反すると認められる場合には、債権者会議の決議の日より7日以内に人民法院に申し入れ、人民法院により法律に基づき裁定される。

第44条 清算チーム財産配当案は、債権者会議における2回の討議にもかかわらず可決されない場合、人民法院により法律に基づき裁定される。

前項の裁定に対し、無担保債権総額の2分の1を占める債権の債権者は、異議を有する場合、人民法院の裁定日より10日以内に上一級人民法院に上訴することができる。上一級人民法院は合議廷を構成して審理し、30日以内に裁定しなければならない。

第45条 債権者は、代理人に債権者会議の出席を委任し、かつ代理人に議決権の行使を授權することができる。代理人は、人民法院又は債権者会議議長に授權委託書を提出しなければならない。

第46条 第一回債権者会議後債権者会議を再度開催する場合、債権者会議の議長は、会議開催通知を発する3日前に人民法院に報告しなければならない。会議招集者は、会議開催日の15日前に会議時間、場所、内容、目的等の事項を債権者に通知する。

七 清算チーム⁽¹⁰⁾

第47条 人民法院は、企業破産宣告の日より15日以内に清算チームを選任しなければならない。

第48条 清算チームの構成員は、破産企業の上級主管部門、清算仲介機構及び会計士、弁護士より選定することができる。又、政府財政部門、工商管理部門、計画委員会、経済貿易委員会、審査部門、税務部門、物価部門、労働部門、社会保障部門、土地管理部門、国有資産管理部門、人事部門等の部門より選定することもできる。人民銀行分(支)店は、関係規定に基づき清算チームに参加するよう、人員を派遣することができる。

(10) 中国破産法制においては、破産管財人の制度を設けていない。もっとも、実質上、この清算チームが破産管財人と同様の役割を果たしているといえる。

第49条 清算チームは、人民法院の同意を経て、一部破産清算の業務を担当する破産清算機構、法律事務所、会計事務所等の仲介機構を招聘することができる。仲介機構は、清算業務につき清算チームに責任を負う。

第50条 清算チームの主要な職責は、次の各号に掲げる事項である。

- (1) 破産企業を接収管理する。破産企業の元の法定代表人者及び財産管理者に資産明細表、有形資産一覧表を接収し、全ての財産、帳簿、文書ファイル、印鑑、証明書及び関係資料をも接収する。破産宣告前に企業監督管理チームが設立された場合、上記のものは、企業監督管理チーム及び企業の元の法定代表人者により清算チームに移管される。
- (2) 破産企業の財産を整理し、財産明細表と資産負債表を編制し、債権債務一覧表を作成し、破産財産の評価、競売、換価を手配する。
- (3) 破産企業の財産を取り戻し、破産企業の債務者、財産所持人に対し財産上の権利を行使する。
- (4) 破産財産を管理処分し、契約の履行及び清算範囲内の経営活動を行うか否かを決定する。別除権、相殺権、取戻権を確認する。
- (5) 破産財産の委託評価、競売及びその他の換価作業を行う。
- (6) 法律に基づき破産財産の処理案及び分配案を提出し、かつ執行する。
- (7) 清算報告を提出する。
- (8) 破産企業を代表して訴訟と仲裁活動に参加する。
- (9) 企業の解散登記等の破産終結事項を行う。
- (10) 人民法院が法に基づき指定したそ

の他の職務を遂行する。

第51条 清算チームは人民法院に責任を負い、作業状況を報告し、人民法院の監督を受ける。人民法院は適時に清算チームの作業を指導し、清算チームの職務権限及び責任を明確にし、清算チームに作業計画の編成を協力し、清算チームより業務進捗状況の報告を受ける。

清算チームが債権者の利益を損なう行為又はその他の違法行為を行う場合、人民法院は、債権者の申立てに基づき又は職権により、これを是正する。

人民法院は、債権者の申立てに基づき又は職権により、清算チームにいる不適任の構成員を解任する。

第52条 清算チームは、債権者会議に出席し、債権者会議の質問に回答しなければならない。債権者は関係資料を閲覧し関係事項を質問する権利を有し、清算チームの決定が債権者の利益に反する場合、人民法院に当該決定の取消を申し立てることができる。

第53条 清算チームは、破産財産に対し、登記、整理、審査、評価、換価を適時に行わなければならない。必要な場合、人民法院に破産企業財産の保全を申し立てることができる。

第54条 清算チームは、破産企業財産の保護につき有効的な措置を講じなければならない。法律に基づき登記又は適時の保全がなされないために債務者の財産上の権利が喪失するおそれのある場合、適時に登記し保全しなければならない。毀損、腐敗、価格下落しやすい又は保管費用が高い財産については、これを迅速に換価しなければならない。

八 破産債権

第55条 次の各号に掲げる債権は破産債権に属する。

- (1) 破産宣告前に発生した無担保の債権
- (2) 破産宣告前に発生し、担保が付けられているにもかかわらず債権者が優先弁済権を放棄した債権
- (3) 破産宣告前に発生し、財産担保を有するが、債権の金額が担保物の価値を超過する部分の債権
- (4) 証票の振出人が破産宣告を受け、支払人又は引受人がその事実を知らずに証票所持人に対し支払い又は引受けをなしたことにより発生した債権
- (5) 清算チームの契約解除することによって、相手方当事者が、法律、又は契約の約定に基づき発生した債務者に対する金銭債権。
- (6) 債務者の受託者が債務者破産後、債務者の利益のために委託事務を処理することにより発生した債権
- (7) 債務者の債券発行により発生した債権
- (8) 債務者の保証人が債務者の代わりに債務を弁済した後、法律に基づき債務者に求償することができる債権
- (9) 債務者の保証人が、中華人民共和国担保法⁽¹¹⁾第32条の規定に基づき、予め求償権を行使するために申告した債権
- (10) 債務者が保証人であるため破産宣告前に発効した法律文書により確認された保証責任

- (11) 債務者が破産宣告前の権利侵害、又は違約に基づき他人に財産損失を与えたことにより発生した賠償責任

- (12) 人民法院が認可したその他の債権。

第(5)号の債権は実際の損失により計算する。違約金は破産債権とならず、手着金は手着金の罰則に適用されない。

第56条 企業破産により労働契約が解除された場合、労働者が法律又は労働契約に基づき企業に対し生ずる補償金の請求権は、企業破産法第37条第2項第(1)号の規定に定める順序により行使される。

第57条 債務者が支払わなかった（短期労働者を含む）非正社員の労働報酬は、企業破産法第37条第2項第(1)号に規定する順序により支払われる。

第58条 企業従業員から集めた資金に対する債務は、企業破産法第37条第2項第(1)号の規定に規定する順序により支払われる。但し、法律に違反する高額利息の部分は保護しない。

企業に対する従業員の投資は、破産債権に属しない。

第59条 共同経営から債務者が撤退したことにより、当該共同経営企業の債務に対し責任を負わなければならない場合、共同経営企業の債権者が当該債務者に対し有する債権は、破産債権に属する。

第60条 債務者と相互に債権債務を有する債権者は、清算チームに対し相殺権の行使を請求することができる。相殺権の行使には、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 債権者の債権が確認されたこと

(11) 「中華人民共和国担保法」は1995年6月30日に第8期全国人民代表大会常務委員会第18回会議より採択され、同年10月1日に施行されている。

- (2) 相殺権の主張される債権債務が破産宣告前に発生していること

確認された破産債権は譲渡することができる。人民法院は、譲受人が譲受債権をもって債務者に対する債務と相殺することを認めてはならない。

第61条 次の各号に掲げる債権は、破産債権に属しない。

- (1) 破産企業に対する行政、司法機関の罰金、科料及びその他のもの
- (2) 人民法院が破産事件を受理した後、債務者が支払わなければならない納付金の滞納金。債務者が、発効された法律文書の未執行により二倍の額を支払わなければならない滞納利息と保険金の滞納金を含む
- (3) 破産宣告後の債務利息
- (4) 債権者が破産手続の参加により支出した費用
- (5) 破産企業の株式、出資持分所有者の株式、及び出資持分における権利
- (6) 破産財産分配開始後に清算チームに申告された債権
- (7) 訴訟時効にかかった債権
- (8) 債務者の設立者が債務者から徴収していない管理費、請負費

破産債権に属さない上記権利に対しても、人民法院又は清算チームは上記権利を有する者の申告を登記しなければならない。

第62条 政府が無償にて債務者に交付した資金については、破産債権に属さない。但し、財政、貧困救済、科技管理等

の行政部門が契約締結を通して、有償使用、定期返還の原則に基づき放出した金員の返還を求める請求権は、破産債権とすることができる。

第63条 債権者は、清算チームの確認又は否認した債権に異議を有する場合、清算チームにその審査を申し入れることができ、さらに清算チームの処理に再度異議を有する場合、人民法院に申し入れることができる。人民法院は、事実を判明した上に法律に基づき裁定をしなければならない。

九 破産財産⁽¹²⁾

第64条 破産財産は、次の各号に掲げる財産により構成される。

- (1) 債務者が破産宣告時に所有し又は経営管理しているすべての財産
- (2) 債務者が破産宣告より破産手続終結までに取得した財産
- (3) 債務者が行使しなければならないその他の財産上の権利。

第65条 債務者が他人（第三者）と共有する物、債権、知的所有権等の財産又は財産権は、破産清算中に分割しなければならない。債務者の分割により取得したものは、破産財産に属する。分割不能である場合、取得すべき部分を譲渡しなければならない。譲渡による所得は、破産財産に属する。

第66条 債務者が設立者として登録資本の払込を全納していない場合、当該設立

(12) 破産財産の概念が日本法、ドイツ法、台湾法の破産財団に当たるという「等同説」が従来通説である（カ善芳ほか『破産法概論』（広東高等教育出版社、1988年）160頁、王衛國『破産法』（人民法院出版社、2000年）138頁）。もっとも、中国民法においては「財団」という概念がないため、本稿では本規定の文言にしたがって、そのまま破産財産と訳す。

者が補充しなければならない。補充の部分は、破産財産に属する。

第67条 企業破産前に他人の財産を譲受け、かつ法律に基づき所有権又は土地使用権を取得した場合、仮にその対価を支払っていない又は完納していない場合でも、当該財産はなお破産財産に属する。

第68条 債務者の財産に対して民事訴訟法による執行措置を講じられた場合、破産事件受理後に執行していない又は執行完了していない財産部分は、当該企業につき破産宣告があった後に破産財産に組み入れられる。執行の誤りにより執行回転⁽¹³⁾しなければならない財産は、執行回転後に破産財産に組み入れられる。

第69条 債務者が法律に基づき代位求償権を取得した場合、当該代位求償権による債権は、破産財産に属する。

第70条 破産宣告時に債務者が有する期限未到来債権は、期限が到来したものとみなされ、破産財産に属する。但し、期限までの利息は減じなければならない。

第71条 次の各号に掲げる財産は、破産財産に属さない。

- (1) 債務者が倉庫保存、保管、委託加工、委託取引、代理販売、借用、寄託、リース等の法律関係により占有し使用している他人の財産
- (2) 抵当物、留置物、質物。但し権利者が優先弁済権を放棄したもの、又は被担保債権を優先弁済した後の剩余部分は除外する

- (3) 担保物の滅失により生じた保険

金、補償金、賠償金等の代位物

- (4) 法律に基づき優先権が存在する財産。但し、権利者が優先弁済権を放棄し、又は特定債権を優先弁済した後の剩余部分は除外する

- (5) 特定物の売買において、占有が未だ移転されておらず、買主が既にその対価を完納した特定物

- (6) 財産権証明書又は財産権の名義書換手続を未だ完了していないが、買主に既に交付した財産

- (7) 債務者が所有権留保売買において所有権を未だ取得してない財産

- (8) 所有権が国家に属し、かつ譲渡が禁止されている財産

- (9) 破産企業の労働組合が所有する財産。

第72条 本規定第71条第1項に列挙される財産については、財産権利者が取戻権を有する。

前項に定める財産が破産宣告前に毀損または滅失した場合、財産権利者は直接損失額を限度に債権を申告することができる。破産宣告後に清算チームの責任により毀損または滅失した場合、財産権利者は等価の賠償を取得する権利を有する。

債務者が上記財産の譲渡により利益を得た場合、財産権利者は等価の賠償を求める権利を有する。

十 破産財産の取戻、処理及び換価

第73条 清算チームは、債務者と財産所

- (13) 「民事訴訟法」第124条によると、執行回転とは、次のような内容を意味する。すなわち、正常な状況の下では、法文書で確定された内容に従い執行が終了すれば執行手続を終結し、その他の問題を生じない。しかし、特殊な原因があるときは、人民法院の決定を経て、申立人は、執行手続中に得たすべての財産またはその他の利益を被申立人に返還し、執行開始前の状態に回復しなければならないというのが、執行回転である。本稿では、本規定の文言にしたがって、そのまま執行回転と訳す。

持者に書面により通知をなし、期限内に債務の返済又は財産の交付を行うことを求めなければならない。

破産企業の債務者及び財産所持者は、異議を有する場合、通知を受領した日より7日以内にその審査を申し入れ、人民法院により裁定される。

破産企業の債務者及び財産所持者が通知受領後に清算チームに債務の返済又は財産の交付をせず、かつ異議期限内に異議を申し立てないことについて正当な理由を有しない場合、清算チームは、人民法院に強制執行の申請をなし、人民法院は裁定を経て強制執行を行なう。

破産企業が海外に有する財産は、清算チームにより回収される。

第74条 債務者が有する債権の訴訟時効については、人民法院が債務者の破産申請を受理した日より、「中華人民共和国民法通則」⁽¹⁴⁾第140条の訴訟時効中断に関する規定が適用される。債務者が債権者と和解協議を達成したことにより破産手続を中止する場合、訴訟時効につき、人民法院が破産手続の中止を裁定した日より計算し直す。

第75条 人民法院の同意を経て、清算チームは、債権回収を担当するための弁護士又はその他の仲介機関を任用することができる。

第76条 債務者が設立した支店、支部機関及び法人資格を有しない全額出資機関

の財産は、一括して破産手続に組み入れ、整理されなければならない。

第77条 債務者の全額出資により設立された全額出資企業における投資利益は、回収されなければならない。

全額出資企業が、債務超過である場合には、清算チームは回収を停止する。

第78条 債務者の海外投資により発生した株の権利及びその利益は回収しなければならない。当該株式が売出し、又は譲渡することができる場合、売出、譲渡により獲得した所得は、破産財産に組み入れて配当を行う。

上記した株の権利の価値が出資額より下回った場合、清算チームは回収を停止する。

第79条 債務者が設立した全額出資企業、資本参加した企業、及び支配株主になった企業が期限の到来した債務を返済できず、破産による弁済を行う必要がある場合、別途破産申立てをしなければならない。

第80条 清算チームは、集団所有の土地使用権を処理する際、関係法律の規定を遵守しなければならない。土地徵用手続が行なわれていない集団所有土地使用権は、当該集団の範囲内において譲渡しなければならない。

第81条 破産企業従業員の住宅は、契約が既に締結され、その対価が支払われて、住宅改革⁽¹⁵⁾により個人に帰属した場

(14) 「中華人民共和国民法通則」は1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議より採択され、1987年1月1日に施行。

(15) 中国住宅金融制度改革の背景について言及する。中国では、1950年代に土地が公有化されて以来、個人の住宅所有が認められず、都市部においては国家・企業などにより建設・所有された公有住宅がきわめて安価な賃料で社宅として従業員に賃貸されていた。ところが、その後、1994年の「社会主義市場経済」に関する基本方針を受けて、國務院は「都市住宅制度改革のさらなる推進に関する決定」を公布し、家賃の値上げ、住宅を支給されない従業員に対する住宅手当の整備、公有住宅の払い下げ、中低所得

合、破産財産には属さない。住宅改革が行われていない場合、清算チームは、関係部門に住宅改革事項の取扱いを申請して、従業員に販売することができる。国家规定に基づき、住宅改革条件を具備していない、又は従業員が住宅改革中に住宅を購入しない場合、清算チームは実際の情況に従い処理する。

第82条 債務者の幼児園、学校、病院等の公益福利施設は、国家の関係規定により処理され、破産財産として配当されない。

第83条 破産財産を処理する前に、相当の評価資質を有する評価機構に破産財産の評価を委託することを確定することができる。債権者会議、清算チームが破産財産の評価結果、又は評価費用に対し異議を有する場合、最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する若干規定」第27条の規定により処理する。

第84条 債権者会議が破産財産の市場価値について異議を有しない場合、人民法院の同意を得て、評価を行わないことができる。但し、国有資産はこの限りではない。

第85条 破産財産の換価は競売の方式で行わなければならない。清算チームは責任をもって、競売資格を有する競売機関に競売実施を委託する。

法律に基づき競売が禁止されている又は売却価格が競売費用の支払にも足りない場合、競売は行わない。

前項における競売禁止又は競売不能の破産財産は、破産分配時にその実物を配当し又は評価して売り出す。債権者は、

清算チームによる実物配当及び評価売出しにおける破産財産に対する評価につき異議を有する場合、人民法院に審査を求めることができる。

第86条 破産財産に属する工場の機械設備は、通常としては一括してで売却されなければならない。

第87条 法律に基づき流通制限に属される破産財産は、国家指定の部門により買上げ、又は関係法律の規定により処理されなければならない。

十一 破産費用

第88条 破産費用には、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 破産財産の管理、換価、配当に必要な費用
- (2) 破産事件の受理费
- (3) 債権者会議の費用
- (4) 債務催促の費用
- (5) 破産手続中に債権者の共同利益のために支払うその他の費用

第89条 人民法院は、企業破産事件を受理する際、「人民法院訴訟費用の補充規定」に基づき事件受理费を仮徴収することができる。

破産宣告前に発生し人民法院の認可を得た必要な支出は、債務者財産の中より支出される。債務者財産が支給するのに足りない場合、債権者が破産を申し立てたときには、債権者により支払われる。

第90条 清算期間中における従業員の生活費、医療費は破産財産の中より優先的に支出される。

者向け経済適用住宅や高所得者向け一般商品住宅の建設・販売、低所得者向け低価格賃貸住宅供給、住宅公共積立金制度の全面的推進などを内容とする2000年までの住宅改革計画策定を決定した。

第91条 破産費用は随時に支出される。

破産財産が破産費用を支出するのに足りない場合、人民法院は、清算チームの申立てに基づき破産手続の終結を裁定する。

十二 破産財産の配当

第92条 破産財産の配当案は、債権者会議において可決された後、清算チームにより責任をもって実行される。財産の分配は一括配当をすることができ、分割配当することもできる。

第93条 破産財産配当案は次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 破産配当に提供する財産の種類、総金額、換金済み財産及び未換価の財産
- (2) 債務弁済の順序、各順序の種類及び数額、破産企業が未払いである従業員の給料、労働保険費用、及び未納付の税金の数額と計算根拠を含む。国家調整計画に入る企業の破産は、従業員の安置費用の数額と計算根拠をも説明しなければならない。
- (3) 破産債権総額及び返済の比率
- (4) 破産配当の方式、時間
- (5) 将来取戻することができる財産に対する予定追加配当の説明。

第94条 破産財産に属する債権は、債権配当を行うことができる。債権配当は債権者の債権実現に利することを原則とする。

人民法院が確認した債権を債権者に配当する場合、清算チームは、債権者に債権配当書を交付し、債権者は債権配当書をもって債務者に履行を要求することができる。債務者が履行を拒む場合、債権者は、人民法院に強制執行を申し立てる

ことができる。

第95条 債権者が指定された期間内に配当した財産を受領しない場合、清算チームは当該財産に対し財産供託又は換価後の価額の供託をすることができ、かつ債権者に対し受領催促の通知書を送付する。債権者が受領催促通知書を受領した1ヶ月後、又は清算チームが受領催促通知書を送付した日より2ヶ月を経過した後、債権者がなお受領しない場合には、清算チームは当該部分の財産につき追加配当を行わなければならない。

十三 破産終結

第96条 破産財産配当終了後に、清算チームは、人民法院に配当状況を報告し、人民法院に対し破産手続の終結を申請する。

人民法院は、清算チームの報告及び破産手続終結申請を受領した後、破産手続終結の規定に適合したと認める場合、7日以内に破産手続終結を裁定しなければならない。

第97条 破産手続終結後に、清算チームは破産企業の元の登記機関に企業登記の抹消手続を行う。

破産手続終結後にも、追加回収できる破産財産を有し、追加配当等の事後処理事項を処理する必要がある場合、人民法院の同意を得て、清算チーム又は清算チームの一部の構成員を保留することができる。

第98条 破産手続終結後に配当に提供できる財産が発見された場合、追加配当を行わなければならない。追加配当の財産は、企業破産法第40条の規定に基づき人民法院により追加回収された財産以外に、破産手続中に支出の誤りの訂正に

より回収された金額、権利が確認されて回収することができた財産、債権者が放棄した財産及び破産手続終結後に実現された財産・権利等を含む。

第99条 破産手続終結後に、破産企業の帳簿、文書等の資料は、清算チームにより破産企業の上級主管機関に移管され、上級主管機関を有しない場合には、破産企業の設立者又は株主が保管する。

十四 その他

第100条 人民法院は、企業破産事件を審理する際、破産企業の元の法定代表者又は直接担当者が企業破産法第35条の列举する行為に該当することを発見した場合、当該法定代表者又は直接責任者に対し行政処分を行うように関係部門に建議しなければならない。犯罪の容疑が認められる場合、関係資料を国家関係機関の処理に委ねなければならない。

第101条 破産企業が企業破産法第35条に列举する行為を行ったため、企業を財産回収不能に至らせ、実際の損失を与えた場合、清算チームは破産企業の元の法定代表者、直接担当者に対し民事訴訟を提起し、その責任の賠償を求めることがで

きる。

第102条 人民法院は、企業破産事件受理後に、企業に不明の巨額財産があると発見した場合、犯罪容疑に関係する状況及び資料を国家関係機関の処理に委ねなければならない。

第103条 人民法院は関係部門に、破産企業の主要責任者による企業の再度の設立を制限し、法律に定める制限期間中における会社の取締役、監査役、社長への就任を禁止するよう、建議することができる。

第104条 最高人民法院は各級人民法院が、又は上級人民法院は下級人民法院が、破産手続中になした裁定に過誤を発見した場合、過誤を訂正するよう通知しなければならない。訂正がされない場合、下級人民法院に改めて裁定するよう指示する裁定をすることができる。

第105条 国家調整計画に入る企業破産事件は、本規定を適用する以外に、国家の企業破産関係の規定も適用される。

第106条 本規定は、2002年9月1日より施行する。本規定制定前になされた企業破産事件審理に関する司法解釈は、本規定と矛盾するものにつき、適用されない。